

# 申 立 書

令和 年 月 日

青梅市長 殿

所有者 住所

氏名

住宅用家屋証明の申請にあたり、私が新築・取得しました下記の家屋は、現在のところ未入居ですが、今後同家屋に住民票を移し、自己の住宅として使用することに相違ありません。

記

所在地	青梅市 番地
家屋番号	番
入居予定年月日	令和 年 月 日
現住家屋の処分方法等	1.売却 2.賃貸 3.借家・社宅等 4.その他 ( ) 添付書類(売買・賃貸契約書、その他 )
入居が登記の後になる理由	

なお証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。